

## 仏法伝来と漢字の国内公用開始 についての補足ならびに訂正

中小路 駿 逸

はじめに

日本列島地域への仏法の伝来、ならびにその地域内での漢字・漢文の公用について、私はすでにいくつかの論考<sup>①</sup>を書いた。

この仕事<sup>②</sup>が学の諸領域のなかで占める位置について言  
うと、私の研究の対象は日本の文学であり、必然的に日  
本文学史が対象に含まれ、また、文学と密接に連携する  
ものとして、芸能・音楽（必然的に芸能史・音楽史）が  
関心ないし研究の対象となり、比較の必要からは関連す  
る諸外国の事象にも探究の手は及ばざるをえず、また、  
文学史や芸能・音楽史を扱うにあたっては、歴史の全般  
につき、必要に応じて言及ないし立ち入りが行われざる  
をえぬ。

当面の考究は、文学史の一問題というべき、日本列島

地域での文字使用史に関するものであるが、ことがらが  
仏法の伝来と密接な関係を持つことが明らかとなったの  
で、仏教史に考究の歩を進めざるを得ぬこととなった。  
そして現在までの結果を言えば、当面の領域において  
従来疑われずにきた通念には、使いものにならぬ点のあ  
ることが明らかとなった。

今後の研究の進展のために、現在までの結果を整理・  
要約し、かつ補足して示す。

整理・要約、補足・訂正とは、この場合、次のような  
内容のものである。

さきにいくつかの論考で述べたことがらのなかには、  
動かせない根幹にあたる部分と、機会と根拠を得れば動  
かしうる、枝葉にあたるところとがあり、その枝葉部の  
なかに、補足すべき点、修正すべき点を私はすでにいく  
つか見つけている。

よって以下に、仏法伝来、漢字の公用の順に、事態を  
整理して示し、まず、右のそれぞれにあたるところはど  
こか、また、なぜそうなのかを述べ、次に、現在、動か  
す必要の生じている箇所について、何ゆえにどう動かす  
べきなのかを述べようとするのである。

一

まず、仏法伝来について述べる。

この問題について動かせないのは、まず、次の一点である。

仏法の伝来とは、ある地で僧・尼の一方もしくは双方への供養が行われはじめたことをもってそれと考えるべきであること。

なんとすれば、ある地への仏法の伝来とは、その地で仏法が行われ始めることにほかならず、仏法が行われるとは、三宝（仏・法・僧）への供養が檀那（信者）によってなされることにほかならず、それがなされるための必要条件は、僧（尼を含む）の到来と常住であるから。

したがって、仏法伝来史料とは、その地に僧が到来しないしは出家人を生じて、それ（もしくは、かれら）への供養が始まったと告げているものをもって、当該史料と見なすべきなのである。

ところが従来、この「僧の到来および受容（供養）の有無」という肝心かなめの尺度が、日本列島地域への仏法伝来については適用されていなかったと認められる。

その結果いかなる奇怪な通念が形成されたかは、すでに指摘し、のちにも要約する。

史料上の事実を言えば、日本列島地域についても、朝鮮半島地域についても、アジア大陸中国地域についても、右の正当な尺度に合致する事項が、ちゃんとするされているにもかかわらず、である。

なぜこのような奇怪事が生じたかについては、日本の固有文化の面から一つの考えをすでに述べ、次いで従来その奇怪な通念が中国への仏法の伝来についても適用されていたのではないかという推測をも述べておいた。ここに、それについて一点を補足する。

中国への仏法の伝来について、『魏書』（『北魏書』また『後魏書』。魏収撰）の「釈老志」に、次の記事がある。

漢武の元狩中、霍去病を遣はして匈奴を討たしむ。

（中略）其金人を獲。帝、以て大神と為し、甘泉宮に列ぬ。（中略）祭祀せず。但、香を焼きて礼拝するのみ。此れ則ち仏道流通の漸なり。

魏収の叙述は、この「金人」を仏像と見なし、それが「焼香礼拝」されたのみで「祭祀」されたのではない故をもって「仏道流通の漸」と判断したもののようである。

「漸」には「きざし」の意味がある。

漸、進也。（公羊伝、隱公元年）

漸者、物事之端先見之辞也。(注)

魏収のいう「漸」は、この意味と思われる。

が、ならば魏収は、何事の生起をもって真の「仏道流通」の始めと考えていたのか。すなわち、僧への供養の開始をもってなのか、仏像が「祭祀」されることをもってなのか。「釈老志」にも、これが仏法の始めだということの叙述が見られない。この点が曖昧なのである。

唐代に、これに対する皮日休の批判がある。

魏収、後魏書を為り、大いに西域氏の教を夸る。以爲へらく、漢、休屠王の金人を獲。乃ち釈氏の漸なり、と。

秦の始皇、天下の兵を聚め、金人十二を咸陽に鑄る。漢、復、之を置く。豈に復、釈氏爲らんや。

(中略) 収の是を爲せるは、偽齊の君に媚びたるか。

〔後魏書の釈老志に題す〕全唐文卷七九八

「金人」は仏像ではないから、この事件を「仏法流通の漸」としたのは誤りである、というのが皮日休の言いぶんである。

この「金人」が仏像だという証拠は何もなく、したがってこの事件が仏法伝来にかかわるという証拠も別になら、その批判は一応あっているかのようである。

が、皮日休の批判は、この「金人」は仏像でないという一点に注がれていて、僧が到来して供養を受けなければ仏道流通とは言えない、という言辭がどこにもない。したがって、この「金人」がもし仏像であるのなら、この事件を「仏道流通の漸」と認めてよいのか否か、その点が曖昧なのである。

仏法伝来とは何かについて、中国の学徒の理解にも從來曖昧な点があり、日本の学徒の間の從來の誤解は、それを受け継いだのも一因ではないか。この疑いを補足しておく。

ともあれ、「ある地への仏法伝来とは、その地での僧への供養の開始をさす」という一点が、私の言説の根幹部であり、かつ從來の通念と真に向から対立する基本点である。

ゆえに、私の言説を根底から無効とするためには、この基本点について、私の言うのとは違った、仏法伝来の正しい定義なるものを示し、もって私の理解が誤っていることを証示することが絶対に必要なのである。

もし、そういう証示ができないのなら、私の提示した理解を受けられるほかに、したがって從來の諸家の言説は、いったん根底から無効となるほかにない。

いずれであるか、諸家の応答を求める。

## 二

右のことに基づいて動かせないのは、次のことである。日本の国内史料の示すところによれば、大和の王権の主権の及ぶ範囲内への仏法の伝来は、『日本書紀』によれば敏達天皇十三年（五八四）是歳（『元興寺縁起』によれば翌十四年（五八五）のこととなる）、播磨からであること、したがって当然、それにさきだつ欽明天皇十三年（五五二）の有名な事件は仏法伝来事件ではありえないこと。

なんとすれば、敏達紀の記事には播磨にいた人物から習って出家した三人の尼が供養されたことが示されたあとに「仏法の初、茲より作れり。」としるされている。形式・内容ともに仏法伝来の確定に相当していて、この記事より前に仏法伝来のあるはずがなく、現にこれに先立つ欽明紀の記事は、僧の到来を欠き、かつ天皇としても朝廷としても仏法を敬わないことにした事件、要するに「仏法文物被贈与事件」にすぎず、かつまた当然のことながら「仏法の初め」ともしるされていない。以上のことが理由である。

従来、欽明紀のこの記事をもって仏法伝来をしるしたものと解したがゆえに、あとの敏達紀の記事をもって「伽藍」<sup>(2)</sup> 仏法の初めの意味に解しようとする例も見られた。この種の努力はすべて無意味である。小草堂においてであれ大伽藍においてであれ、僧が到来して供養を受けはじめればすなわち仏法の伝来ないし初めなのであり、この条件を欠くものはそれに該当しない。たとえばある地へ他の地から仏教信者が渡来し、自家の内において仏像を礼拝しはじめたとして、これをその地への仏法の伝来と見なせば、明らかに誤りである。

右のことから派生する判断が一つある。播磨から伝えられたのがわが朝の仏法の初めだとある以上、こうしるした八世紀の朝廷にとって、敏達朝のわが朝廷はまだ播磨を領有するに至っていなかったものと理解されていること、および、通念に反し、かつ通念よりも控え目なこの理解は正しいものと認められるべきこと、これである。むろん、『日本書紀』にしるすところは、八世紀の朝廷の言い分はそうだということとどまるから、これよりも信憑性の高い史料が提示され、かつその史料に『日本書紀』とは違った内容が告げられているならば、話は別、ということになる。が、そのような史料があるであろう

か。

### 三

右と連動して動かせないのは、『元興寺伽藍縁起并流記資材帳』所載の『丈六光銘』、また『上宮聖徳法王帝説』に見えるところの、戊午年に百濟王が法師（丈六光銘）あるいは僧等（帝説）を到来せしめてわが朝の仏法がはじまったという事件は、大和の王権のもとでの事件と考えることは不可能であって、大和とは別の王権のもとへの伝来（王から王のもとへの僧侶の派遣であるから、これはいわゆる「公伝」に相当する形のものであって、当然、その地での仏法の始まりはそれより前にあったと想定することを妨げない）と考えるべきであること。

なんとすれば、大和での仏法の初めだと『日本書紀』にしるされる事件（敏達天皇十三年是歳、庚辰。『元興寺縁起』によれば翌年乙巳）とは、年も異なり伝来の発進地も異なり、関係する人物も異なっていて、共通するところがなく、両者いづれが真か偽かと問うのは一個の滑稽事であろうから。

従来、右の戊午年の事件は文句なく大和への仏法伝来事件、また欽明紀のと同一の事件であって、ただ年代だ

けについての異伝（右の諸史料では欽明天皇七年、欽明紀では壬申）であると考えられ、いずれの年が正しいか、このような年代の齟齬ないし天皇の代の相違（この戊午年を欽明朝もしくはその近くに求めれば、欽明十三年でも欽明七年でもなく、宣化天皇三年八五三八Ⅴがそれにあたる）を生ぜしめた事由は何か、という点に諸家の努力は傾注されてきたようである。これらの論は、根本において無効である。

そこで今後新たに、私の言説の基本点を盾にとって、僧が到来したとある以上、戊午年伝来を告げる諸史料は疑いもなく仏法伝来史料であり、欽明朝のこととするされている以上大和の王権のもとへの伝来に間違いなく、これを大和とは別の王権のもとへの伝来と解するのは恣意的である、とする論者が現れるかもしれない。

よって言う。これら戊午年記事の告げるところを、通念どおり大和の王権（通念によれば敏達朝においては当然九州から大和近辺、さらにはより東方までの範囲にわたって、その勢威は卓越していた）についての事件だと言いたい人は、これらの記事のなかに僧・法師の到来は告げられていながら、その僧・法師の名がしるされていない（その必然の結果として、本朝にはじめて仏法を伝

えたはずの、したがって日本仏教史上に卓越した地位を占め、特別な敬意を払われ、永く記念されてしかるべきこの八あるいはこれらのV僧に対して、何の顕彰も行われ得ない理由を明晰に説明しなければならぬ。

僧のことなど問題でない、とはもはや言えない。また、「何らかの事情でたまたま名が失われたのだろう。」では済まし得ない。僧が到来して受け入れられたからこそ仏法の初めなのだったん認めれば、その最初の僧の名の欠落（したがって記念・顕彰の欠落）は、仏教徒としてゆゆしき忘恩の所行と言わなければならない。その論者は、そう言うつもりなのであるうか。

この僧名欠落現象を説明できる想定は、今のところ一つしか考え得ない。大和とは別の王権のもとへの、大和よりも早い時期の仏法伝来の事実の痕跡であること、これである。

ここからして、次のことが派生する。この戊午年が、百済への仏法伝来（『三国史記』によれば枕流王元年八三八四V）と、大和へのそれとの中間の戊午年、すなわち四一八年、四七八年、五三八年、この三つの年のうちのいずれかであろうということ、これである。

この場合、事実は戊午年以外の年であったという、よ

り信憑性の高い史料が提示されるなら、話は別である。そこで日本列島地域への仏法伝来は、現在のところ、文献では次のようになっていると認め得る。

大和よりも百済に近い地域、おそらくは九州地域には、右の範囲内の戊午年に百済から、大和地域には五八四年ないし五年に播磨から、以上の両者のいずれでもない「扶桑国」なる地（『梁書』に見え、『南史』その他類書類に引用される）には南朝劉宋の大明二年（四五七）に罽賓国の僧によって伝来し「風俗、遂に改ま」った。以上である。

この「扶桑国」の位置には現在諸説あって確定せず、私にも今のところこの点に立ち入る用意がない。ただ、この国の位置を特定しようとする人は、その地に文献にいう大和への伝来よりも早く仏法が伝来し、かつ行われていたという、従来見過ごされたと認められる一点を、今後不問に付することはできない。<sup>④</sup>

#### 四

訂正すべき点は、今のところ、次のとおりである。

『欽明紀』に、次の記事がある。

（十五年）二月、百済、（中略）僧曇慧等九人を、

僧道深等七人に代ふ。

これを先稿では、僧曇慧等九人が帰国して、僧道深等七人が代わって到来したものと解した。

その後考えるに、右の記事自体は、次のような形式で書かれているのである。

(初略)百濟、下部杆率將軍三貴・上部奈率物部烏等を遣はし、救兵を乞ふ。仍りて德率東城子莫古を貢し、前番の奈率東城子言に代ふ。五経博士王柳貴を、固德馬丁安に代ふ。僧曇慧等九人を、僧道深等七人に代ふ。

まず「某を貢し、前番の某に代ふ。」と言ひ、そのあとに「某に代ふ。」の文が続く。あとの文型の意味は、最初のそれと同じと考えられる。ならば、「某を貢し、前番の某に代ふ。」が「新たに某を派し、先の某と代わらせた。」の意味であること明らかである以上、それに続く「僧曇慧等九人を、僧道深等七人に代ふ。」は、僧曇慧等九人が新たに來て、前にいた僧道深等七人に代わったという以外の意味ではない。先に解したのは逆であった。このことはすでに別に口頭で述べ、その記録も残されているが、改めてここに訂正する。

## 五

次に漢字の国内公用の開始について述べる。

まず、この問題についての私の考究の手順と経路を言う。

日本列島地域内での漢字の使用状況に関する史料のなかに、仏法の伝来と関係があるようにしるされているものがある。それによると、その地での仏法受容と漢字公用開始の双方について、年代の上限と下限とがそれぞれある程度想定できるように思われる。よってその点について分析してみたのである。

したがって私が論じたのは、日本列島内での漢字の国内公用の開始は列島内のどの地においてであったか、それはいつであったかという問題ではなく、ある範囲の史料が示している特定の地域での漢字の国内公用の開始の上限および下限はいつか、という問題であった。日本列島全域にわたる漢字使用史は、今後の問題として残されているのである。

結果を言うと、私が論じたのは、九州に中心を持つと推定される文化圏（当然、ある王権の支配圏）内での漢字の国内公用開始の上限および下限はどこか、という問題であって、その圏外には及んでいない。

考究は、『隋書』倭国伝の次の記事から始まった。

文字、無し。唯、木を刻み繩を結ぶのみ。百濟に於いて仏經を求得し、始めて文字有り。

これについて、次のように推考した。

一 この「文字」は漢字（いわゆる漢字。すなわち漢代にできた字体を主とするが、それ以前のものをも含めて「中国で作られ、主として中国の支配層・知識人の間で使用された文字」をさす。）のことであろう。中国人が単に「文字」とのみ言えば漢字のことであろうからである。

二 理を言えば、漢字の使用（この場合、公的使用、すなわち権力者層の意志伝達手段としての使用）には、国内でのそれと、対外的なそれとがあり、両者の開始は一致するとはかぎらず、むしろ一致しない性質のものと考えられる。識字者個人間の私的使用は、これとは別に行われうる。

三 そこで「文字有り」とは、漢字の、国内公用<sup>1)</sup>が始まり、かつ定着したことを意味する。なんとすれば、中国歴代の史書によれば、この国の王とその「政府」は、すでに一世紀に後漢の光武帝から金印を与えられて漢字の何たるかを知っており、三世紀にはその女王

が、重訳と並んで上表文を、五世紀にはその王が明らかに漢文によって上表文を書いている。これらは、「対外公用」といふべきであって、国内公用に先行しうる。当然「文字無し」は、国内公用開始以前の狀態をさす。

四 その国は、漢字を、中国古典の受容によらず、仏教經典の受容によって始めたという。このように書いてだれに何の利益をもたらずわけでもないから、この記事は事実に基づくものであろう。

五 その国は、九州に都する国であり、大和朝廷の国ではない。こう考える理由は先立つ諸論考にすでに述べた<sup>2)</sup>。そこで自動的に、次のように考えざるを得ない。

六 ここに示されているのは九州の権力の及ぶ圏内でのことであり、この状況を日本列島全域に一元的に及ぼして考えることはできない。

## 六

ところで中国の文献は、文字に関連して、その国では漢字・漢文以外のものによって政治にかかわる文書・記録に相当するものを作成していたと語っている。結繩・刻木がそれである。

前記『隋書』のほか、『統博物志』（旧本には晋の李石撰とされる。）にその記事がある。

倭・辰の余国、或いは横書し、或いは左書し、或いは縄を結び、或いは木に楔む。唯、高麗のみ、模写、正を中華に取る。（卷之五）

文字の書き方についてだけ言い、文字の種類については触れられていないから、これらの文字はいずれも漢字と考えられる。「左書」は『大漢和辞典』によれば漢字を左手で書くこと（書かれてのちに「左書」と認められる場合もある）から、裏文字をも意味するか）または隸書である。この記述は「摹写顚法」に関してのものであるから、隸書をさしている可能性を消すことができない。「横書」は同辞典に例が見えないが、おそらくは左横書き（漢字は右から一行一字で横に書けるが、それは右縦書きにはかならず、横書きとは言えない）であろう。

右の倭・辰などにおける漢字と結繩刻木との併用は、どの時期のこととされているのであろうか。

中国正史を見ると、『晋書』には「扶余」「馬韓」「弁韓」「辰韓」「倭」の名が見えて「高麗」「百濟」「新羅」の名は見えず、『宋書』には「高句麗」「百濟」「倭」の伝があり、倭王武の上表文に「句麗」「新羅」「任那」

「加羅」「辰韓」「慕韓」の名が見える。そして隸書よりのちの「顚法」が行われるのは、草書がおよそ漢魏代、楷書が魏代とされている。かれこれ考え合わせると、右の記述はおよそ東晋代と宋代との間の時期の対東夷認識に対応するものように思われる。

つまりそのころには倭（九州圏内であると考えられること、すでに述べた）では漢字の使用と並んでまだ結繩刻木（国内公用とひとまず想定するが、「辰」との間の意思伝達にも用いられた可能性を排除できない）用いられていた、と告げられている。

ゆえに『隋書』にいう結繩刻木の停止ならびに漢字への切り換えは、右の時期よりもあとのこととなる。

問題は、この切り換えの時期、ないしその時期の上限および下限は決められるものか否かである。

『隋書』には、「仏経求得」のち（当然、仏法伝来ののちと考えられる）とあるだけである。

## 七

ここに『二中歴』の『年代歴』中の、大宝以前の年代つき年号表、およびそれらの年号のもとにしるされた事項（一種の年表のかたちをとっている）の例がある。そ

ここには、明要元年辛酉（五四一）の行下に「文書始出来。結繩刻木止畢。」と、制度の切り換えがしるされているのである。

この資料には問題が二つある。一つは年号・年代が真なるものか否かであり、もう一つは書き込まれた事件群（年表事項）が真であるか否かである。

私は、年号の問題には立ち入らず、年表の事件群にまづ注目した。年代については必要な範囲で触れるにとどめた。

その結果を言うと、まず結繩・刻木の制がなかったという明証もなく、かつ、この列島内で漢字・漢文がいつのころから公用されて今に至っていることは確かであるから、『隋書』『続博物志』と矛盾しない記述が国内文献にあつて不思議はない。事実の反映と見てまずは間違いないものと考えられる。

そのほか、この年表中の事件の性格は、次のようなものと考えられる。

一 その記載事項は、『日本書紀』と対応するような記事一つ（「聖徳」による天王寺建立の記事が推古二十七年八六一九〇に置かれ、用明二年八五八七〇以後に建立、推古二十九年八六二一〇上宮太子薨とする『用

明紀』『推古紀』の記載と矛盾しない）を含み、他は『紀』の記載と全く関係のない——したがって全体が『紀』と矛盾もしない——記事である。こういう偽物が作られる理由がない。偽物ならば、『紀』にどこかでもっと合わせようとするはずである。

二 儀式・制度・戦乱など、国政ないし宮廷にかかわる特記事項を並べたもののように見える。

三 天王寺については「難波天王寺」とし、観世音寺は単に「観世音寺」と書かれている。これはこの年表が観世音寺と同じ地域を中心として書かれていることを意味する。

以上の徴証から、この年表は九州北部、太宰府あたりに都する権力にかかわるものであると考えられる。

そしてこの年表のなかには、種々の文化事象の初めが多くなるされ、また仏教にかかわる事件がいくつもしるされながら、「仏法の初め」にあたる記事がない。これは、この年表の、またこの年表の資料の作成者の考えでは、仏法伝来がこの年代表の年号の初め（継体元年八五一七〇）よりも前であったことを意味する。

他に信憑性の高い史料があつて『二中暦』の記載が虚偽もしくは錯認の所産なることが証明されぬかぎり、こ

れは当面の問題につき参考にしてよい記事と考える。

## 八

そこで例の戊午年は、いつと考えるべきか。

この点につき、私のすでに述べたのは次のことである。

一 四一八年（百済の腆支王十四年、百済への仏法伝来から三十四年）は、腆支王と倭国との関係（人質として倭国にあり、送り帰されて王位につき、まさに問題の四一八年、倭国に遣使）から考えて蓋然性が高い。

二 四七八年（倭王武の宋朝への上表の年）は、倭王武の上表の文面と、これに対する宋朝の対応との齟齬（倭王は百済の軍事を都督する権を主張し、宋朝はこれを認めていない）から、倭と百済との間に百済にとって不本意な状況が存したと考えられ、したがって百済からの僧派遣（漢字公用への切り換えを結果する）があった蓋然性は低い。

三 したがって、ひとまず四一八年を蓋然性高きものとする。

このとき、五三八年の蓋然性については、まだ言及しなかった。よってここにその点を補う。

五三八年については、次のように考えられる。

一 結繩刻木から漢字・漢文への切り換えは、まず国内制度内での「一部切り換え」に始まり、両者の併用期の間に漢字の公用範囲が次第に拡大し、ついに旧体系から新体系への全面切り換えに至るといふ順序で進行了たであろうから、『二中歴』に表示された五四一年の事件は「全面切り換え」に相当するものと考えうる。

二 ただし、それゆえに仏法伝来が五三八年であった蓋然性が高まるわけではない。『二中歴』からは仏法伝来は五一七年よりも前と受けとれるからである。

以上を総合すると、仏法伝来および文字に関する切り換えの時期については、現在のところ次のように考えられる。

一 漢字への全面切り換えは、五四一年以外の年を想定すべき明証がない。ただしこれは九州圏についてであって、他の地域については別に考えるべきである。

二 仏法の伝来（九州圏への）は、四一八年よりも蓋然性の高い年を特定できない。

三 ゆえに、九州圏内ではかなり長く結繩刻木と漢字の併用期がつづいたと考えられる。

なお、いくつか補足する。

一 九州圏での仏法の初め、すなわち僧尼への供養の開

始が、四一八年よりも前に私的なたちで行われていたか否かは、今のところ確定できない。

二 『欽明紀』十五年の僧、曇慧・道深らは、その条中の他の人物と同様、前後の記事には出現せぬ人物であり、かつ、道深らがいづれ、曇慧らがいづれであったのかも記載されぬという奇怪な扱いを受けているので、かれらは大和へではなく、おそらく九州へ百済から派遣された僧ではないかという考えをすでに述べた。この想定を現在変更する理由はない。

#### おわりに

以上、日本列島地域での仏法伝来と文字史について、既述の見解の要点を整理し、かつ現在補足・訂正できることを示した。動かさないとすると、今後なお動かしうる余地のあるところと、双方の存することを示したつもりである。

年代の問題は、動かす余地のある分に属する。『二中歴』とは別に同類の記載を含む文献が種々あり、これらについても精査の余地が残されている（↓補記）。

が、仏法伝来とは何ごとの生起をもってそう呼ぶべきかという点、ならびに日本列島地域への仏法の伝来およ

び漢字の受容と国内公用の開始は、列島内の一箇所で見起して完了したとは考え得ず、多元的に考究すべきであること、この二点は動かぬものに属する。

なお言えば、この問題につき提示してきた種々の史料の告げるところよりも格高く光輝あり、ないし大規模な、したがって史料の作成者ないし編集者にとって、より有利であるべき性質の、事実<sup>1</sup>を想定することは無理であること、これも動かぬ点の一つに属すべきものと考ええる。

（一九九一年七月一日）

#### 注

（1）「『仏法伝来』とは何か」『市民の古代』第八集、一九八六（昭和六一）年十一月。「中国への仏法伝来の年代」『市民の古代研究』第二〇号、一九八七（昭和六二）年三月。「日本列島への仏法伝来、および日本列島内での漢字公用開始の年代について」『東洋文化学科年報』第二号、一九八七（昭和六二）年十一月。「結縄刻木から漢字・漢文へ——その時期と仏法伝来の年代とのかかわりをめぐって——」『浜口博章教授退職記念国文学論集』和泉書院刊、一九九〇（平成二）年十二月。

（2）田村円澄「古代朝鮮の弥勒信仰」『朝鮮学報』一〇二輯、一九八二（昭和五七）年十月、講談社学術文庫所収。速水脩『日本仏教史 古代』吉川弘文館刊、一九八六（昭和六

一) 年二月。など。

(3) 「扶桑」と海、および「扶桑國」、『大阪大学医療技術短期大学部研究紀要人文科学編』第十七輯、一九八五(昭和六〇)年十二月を参照されたい。

(4) 古田武彦『古代は輝いていたⅢ』(朝日新聞社、一九八五(昭和六〇)年。朝日文庫に入る)に、関連する指摘がある。

(5) 「古田史学と日本文学」(講演記録、『市民の古代』第十集、一九八八(昭和六三)年十月、所収)。

(6) 『日本文学の構図——和歌と海と宮殿と——』桜楓社刊、一八八三(昭和五八)年六月。「神武東征の意味」『愛媛大学教養部紀要』第十六号、一九八三(昭和五八)年十二月。「宣命の文辞とその周辺」『大阪大学医療技術短期大学部研究紀要人文科学編』第十六輯、一九八四(昭和五九)年十二月、その他。なお、ここに浮かびあがってきた古代像は、古田武彦氏の諸著作(『失われた九州王朝』『古代は輝いていた』『はいずれも朝日新聞社刊、前者は角川文庫に、後者は朝日文庫に入る。』)に示されたものと対応する。

#### 補記

一 仏法伝来の年についての記載を含む文献が『二中歴』以外にも地方史料中に存する事実(注(1)の「結縄刻木……」の末尾補記参照)がある。いずれも成立や史料性格につき精査を要するものであるが、それらのなかに仏法伝来の戊午年が史料により一定せず、四一八

年以外のいろいろな年にあてた事例がある。これは仏法伝来についての伝承において、戊午年という要素が確固不動のものであったこと、および、戊午年伝来を前提とし、その年代を適宜「皇暦」中に定めようとする試みが種々あったことを示すものであって、戊午年という要素の信憑性を疑わしめるものでもなく、また、仏法伝来の年が四一八年以外の年であった蓋然性を高めるものでもない。

二 古賀達也氏が、(1)『筑前双書』所収の『雷山縁起』清賀上人来朝の年(成務天皇四十八年戊午)は四一八年と考定しうること(四一八(戊午)年仏教は九州王朝に伝来した)——糸島郡『雷山縁起』の証言——『市民の古代研究』三九号(一九九〇年五月)、(2)『朝野群載』所収の『筥崎宮記』の記事から九州での漢字の国内公用開始を五世紀初頭と推定しうること(漢字の国内公用開始時期について 大江匡房「筥崎宮記」の証言」市民の古代研究四七号(一九九一年一〇月)を報告された。これらの点につき、今後なお研究の進展があると思われる。